

第1回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月26日(火) 午後13時57分～午後14時43分
- 2 開催場所 大月市民会館4階視聴覚室
- 3 出席委員
1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 山崎 公江 4番 小宮 広督
5番 須藤 時夫 6番 佐藤 孝義 7番 山田 政文 8番 鈴木 明雄
9番 原 泉 10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸
13番 矢頭 恵造 14番 久嶋 昇
- 4 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し
意見を求める件
議案第2号 大月市農業振興地域整備計画の一部変更計画に対し
意見を求める件

日程第3 その他
- 5 農業委員会事務局職員
事務局長 小川 正和 主査 竹下 仁 会計年度職員 河原 広敏
- 6 産業観光課農林業担当職員
主幹 内藤 英治 主任 鈴木 秀和
- 7 会議の概要
事務局 定刻前ですが皆様おそろいですので始めたいと思います。互礼を行います。ご起立願います。相互に礼。ご着席ください。
ただいまより、令和3年第1回農業委員会総会を開催いたします。
会長挨拶。米山会長お願いします。
会長 みなさん、こんにちは。改めまして明けましておめでとうございます。
今年もよろしく願います。委員の皆様には輝かしい新年を迎え

られたことと思います。本日はお忙しい中、令和3年第1回大月市農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ちょうど昨年の今頃発生した、全く未知の病であります新型コロナウイルスという感染症の拡大で、かつて私たちも経験したことのない大変な一年間でありました。今なお、毎日のようにニュースで全国でのその日の感染者数が発表されており、特に昨年の暮れから今年の正月に入ってから、高い水準で増え続ける感染者の数を見ながら、一日も早く終息を願っているところでもあります。このような状況の中での今回の総会ではありますが、本日の案件は、農振除外の申請案件が3件、農地法第5条の申請案件が1件となっています。なお、総会終了後には昨年みなさん一緒に実施した農地利用状況調査の反省会、研修会が予定されております。本日の総会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。以上です。

事務局 開会宣告。会長をお願いします。

会長 本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣告いたします。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。農業委員の皆様をお願いいたします。会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。14番、久嶋昇委員、2番、西村恒男委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号

議長 議事に入ります。議案第1号。農地法第5条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。申請番号1について、事務局に説明を求めます。

につきまして、着座にてご説明します。

「農業振興地域」とは、今後、概ね 10 年以上にわたって、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国が「農用地等の確保等に関する基本指針」を定め、県は「農業振興地域整備基本方針」を（農業振興地域の整備に関する法律第 4 条第 2 項）に基づいて、策定します。

基本方針には、

- ・ 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
- ・ 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- ・ 農業振興地域における基本的な事項

が定められています。

県の指定した農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、その区域内にある農業振興地域について「農業振興地域整備計画」を定めなければならない。（法第 8 条第 1 項）こととなっており、本市においては、平成 27 年 5 月に整備計画を総合的に見直し、策定しました。

【大月農業振興地域整備計画書・農用地利用計画（地番簿）】その計画において指定された土地は、農業上の用途区分が定められており、原則として、その用途以外の目的に使用することはできません。（簡単に言うと農地に保護がかかっていることです。）しかしながら、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときで、市町村農業振興地域整備計画の趣旨に反しない場合には、農用地利用計画を変更することができるものと定められており、本県においては、この変更を「随時見直し」と呼びます。その土地を、農業以外の目的で使用する場合、農業振興地域から除外する手続きが必要となります。今回は個別の除外申出について行う「随時見直し」になります。この手続きにあたっては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を求めることとなっております。除外要件としては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項により、農業振興地域整備計画の変更のうち、

農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。と規定されており、除外の必要性や緊急性、他の土地への代替性が無いこと、まとまった農地利用等周囲の農地への影響がないこと、土地改良施設への機能に支障を及ぼさないこと、土地改良事業が実施してから年数が経過していることといった要件を満たしているかを判断して行うこととなります。

個別案件の説明に移らせて頂きます。「農用地利用計画変更個別一覧表」と「個別案件の地図 除外ナンバー1～3」をご覧ください。地区としては3地区・5案件になります。今回の案件については、農振除外の手順としては正しい順序ではございません。本来は、農振を除外する手続きを行い、その後、農地転用の手続きを行い、地目を変更してから、実施するものであります。しかしながら、全ての案件について、是正をさせていただきたいということで、今回の案件の申し出を受付し、内容を確認し、県や関係機関等と協議を続けてきており、農業委員会への意見聴取までに時間を要しました。今後、申請者にも充分指導をしていきたいと考えております。

5 ページ、6 ページをご覧ください。

1-1、1-2、1-3 ○○○○○○○町○○字○○○○○○○外 5 筆。

場所は、○○○○○の一昨年台風19号で国道の橋が落下した「法雲寺橋」を渡り、○○○○○○○があったところになります。

○○、○○、○○の3名の所有者から申し出が出ております。

地目はいずれも田で、合計○○○○㎡であります。

転用事業者は、○○○○○株式会社という主に住宅の建設に際し、家の土台部分、基礎の鉄筋を製造する企業が、千葉県から初狩町下初狩に企業誘致という形で進出し、事業拡大に伴いまして、車両置き場、資機材置き場を設けるための内容であります。

写真は前所有者の○○○○○○○が使用していた際からこのような状況となっていたとのことです。

7 ページをご覧ください。

2 ○○○○○○字か○○○○○○○○○○

場所は、○○○○小学校今の○○○○○○工場の南側になります。

地目は畑で、○○○㎡であります。

自宅を増築する必要が生じ、その増築部分にあった浄化槽を取り壊さなければならず、自宅に隣接する土地に浄化槽を設置するための内容であります。続きまして9ページをご覧ください。

3 ○○町○○字○○○○○○○○○○

場所は、旧○○小学校の西側の中央道の側道沿いです。

地目は畑で、○○○㎡であります。

現在、別な場所（宮谷新道）において、資機材置場、駐車場として借地して、主に道路の標識を設置、撤去している事業者であります。現在使用している土地の所有者から土地を明け渡すよう求められており、自身の所有している土地で、資機材置場と駐車場を設ける内容であります。

各案件については、1月15日に会長と当該エリアを担当されている農業委員と現地確認を行いました。今回の除外案件については、申請者からの順番としては正しい順序ではございません。

全ての案件が是正をさせていただきたいということで、申し出を受付け、内容を確認し、県や関係機関等と協議を続けてきており、農業委員会への意見聴取までに時間を要しました。今後、申請者にも充分指導をしていきたいと考えております。今後の事務の手続きは、変更の公告・縦覧等を行い、山梨県との協議が終了後、決定され、農振地域から除外されます。その後、改めて農業委員会へ、申出者から農地転用の申請をしていただくこととなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 鈴木主任ありがとうございました。担当からの説明が終わりました。地区担当委員から補足説明をお願いします。

番号1～3について、○○地区担当の原委員をお願いします。

原委員 1月15日に現地を確認した。申請自体は3名による農振除外申請である。土地の売り渡しはかなり前に済んでいる。順序としては違っている。この土地については、○○○前は、○○○産業、○○○、○○○○、と除

外が無かった。ここできちんとしなければならないとのことで、産業観光課も企業誘致として動いたと考える。地元が心配しているのは赤道が利用できるような形で早急にきちんとした形で持って行ってもらいたい。報告では最終的にはきちんとした形になるとのことである。(軽トラックが入るように希望しているとのこと)3者に話を聞いたが難しい案件とのことであり地域として難しい問題もあるが、農振法の除外については検討をお願いします。

議長 ありがとうございます。番号4について〇〇地区担当の矢頭委員お願いします。

矢頭委員 15日に現地を見て参りました。資料8頁の写真のように、家があり、駐車場の部分が除外申請された土地です。左の写真にコンクリートの淵が見えますが、以前はここまでが家であったそうです。浄化槽が裏にあったが移動しなければならず、前の畑に浄化槽と駐車場を造ったものである。当時は、段々になっていたが埋め立てて、家と同じ高さにして使っているとのこと。順序は逆であるが、状況の中で申請があったので検討願いたい。

議長 ありがとうございます。番号5について〇〇地区担当の山崎委員お願いします。

山崎委員 1月15日に事務局、会長と鈴木さんと現地を視察してきました。急遽、借地しているところから立ち退きを命ぜられており、本来なら農地を転用してからであるが、急遽資材を置いている。審議をお願いします。

議長 以上、番号1から番号5までの説明が終わりました。説明について質疑のある方は挙手願います。

議長 平山委員。

平山委員 〇〇〇の案件について質問します。農家住宅だと思いますが、敷地面積は合わせてどのくらいですか。

鈴木主任 当該地については〇〇〇㎡。隣接する宅地の面積は〇〇〇㎡です。

議長 他に。山田委員。

山田委員 この件は農振地で農用地であったが手続きを行わないまま、農地以外のものに利用されていた。この現状を是正するということであるが、この

ような使い方をした場合、罰則はあるのでしょうか。やっちゃって是正がきくということでお咎めがないということでもいいのか。

鈴木主任 お咎めがないことはないと思いますが、指導をしていきたいと思いません。

山田委員 農地転用した場合は始末書を出す。その辺が曖昧であると思う。他にもこのような事例はあるかもしれない。農振関係なく農地のまま転用してしまっている。罰則がないのであれば、どんどんやっちゃっていいということになる。市職員も毎日見て歩いているわけではないので、そのあたりを全国的な事例も併せて報告されたい。今ある知識で答えると問題になるので。

鈴木主任 全国的な事例等確認し、他の自治体の事例等を研究しながら報告したい。

議長 他にありますか。原委員。

原委員 県と協議を重ねてきたと思いますが、協議の内容、問題点等をお話していただきたい。

鈴木主任 すでにこのような形になっていることが問題であると考えられます。きちんと是正をしていかなければならないと指導を頂いて協議をします。今回是正をするとのことで県から協力を頂いて取り扱っていただく形になりました。

原委員 ここまで来るのに時間がかかっている。何か問題があったのではないのか。県の考え方と産業観光課の考え方、意見の食い違いを埋めるために時間がかかったのか。県の考え方が優しいということでしょうか。

鈴木主任 擦り合わせるのに時間が掛かっている。除外の案件の申し出の書類で不備があり、利用計画等について、申出者と確認しながら県と協議しており、時間を要しました。

原委員 書類上で解決できると考えて良いのですね。

鈴木主任 そうです。

議長 他にありますか。平山委員。

平山委員 申請書類の中に始末書は無かったのでしょうか。

鈴木主任 無いです。

平山委員 以前、農振の除外の申請書の中には、無断で転用して使用している場合、始末書も一緒に添付されていた記憶がありますが、始末書を提出させた方が良いと思います。

鈴木主任 検討します。

議長 他に何かありますか。矢頭委員

矢頭委員 大月市の全図で、農振地域はいったいどこからどこまでか把握できていない。山の中まで農振地域になっているが、山の奥までなぜ農振地域になっているか疑問である。農地の調査を行っているが、山林のようなところが農振地域となっている現状がある。見直しはなされないものなのか、そのようなことはあるのか。今回、3案件は山の中ではないが、農業委員くらいはここからここまでが農振地域であるということを把握しておく必要があると思うが。

議長 事務局に説明をお願いします。

事務局 農振の地域は、大月市においては、街中、駅の周辺と桂台の用途地域以外は農振地域となっている。その中において、土地改良等行われたところを農用地として指定し転用が制限されている。範囲は広いが筆ごとに農用地が指定されている。冊子になるくらいの量であり、筆ごとに指定され数が多いので示しづらい。中には山の中にある農地なので、非農地証明を出そうとしたところ農用地であったということもある。どの程度示せるか、どういう風に示せるかが難しい。一覧表を出すには量が多い。

矢頭委員 農振地とわかるのは、申請を出されたときに地区担当として説明を受けたときである。そこで初めて知ることになる。仕方ないかもしれないが。

事務局 農振除外申請は、他市の状況を聞くと、都留市、富士吉田市は、毎年1回申請を受けている。大月市は2年、3年に1回程度である。ここが農振地であるという話をする機会が無い。ご意見として、農振地の場所を把握したいということであるが。

矢頭委員 農地パトロールをしても委員自身が知らない。聞かれた時にも答えられない。せめて自分の担当する地域ぐらいは把握したいと考える。

事務局 利用状況調査の時に示せばと考えるが検討したい。

議長 ありがとうございます。矢頭委員よろしいでしょうか。

議 長 他に何かご質問ご意見があれば。

議 長 質疑が無いようですから、ここで採決いたします。賛成の方は挙手を
願います。

議 長 全員賛成ですので、承認と決定いたします。

日程第3 その他

議 長 委員の皆様から何かございますか。無ければ事務局からお願いいたし
ます。

事 務 局 引き続き研修会を行います。以上です。

議 長 本日の日程は全て終了しました。議事進行にご協力ありがとうございました。
職務代理に閉会をお願いいたします。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。この後研修会がありますので、よろ
しく願います。令和3年第1回大月市農業委員会総会を閉会といた
します。ご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和3年1月26日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和3年

第1回大月市農業委員会総会議事録

大月市農業委員会